

## 山梨県私立学校の位置の変更に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「私立学校」という。）の位置の変更に係る学則変更届の受理における取扱いを定め、適正な教育の維持、向上及び学校運営の健全化を促進することを目的とする。

(位置の変更)

第2条 既存の私立学校が学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第5条、第189条において準用する第5条又は第190条において準用する第5条に基づく届出により位置を変更しようとするときは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、隣接地への移転等軽微な位置の変更については、この限りでない。

- ① 公共事業等により、山梨県私立幼稚園の設置等の認可に係る審査基準、山梨県私立小学校及び私立中学校の設置等の認可に係る審査基準、山梨県私立高等学校の設置等の認可に係る審査基準、山梨県私立高等学校通信制課程の設置等の認可に係る審査基準、山梨県私立専修学校の設置等の認可に係る審査基準及び山梨県私立各種学校の設置等の認可に係る審査基準並びに学校教育法等関係法令（以下「審査基準等」という。）に定める校舎、校地、運動場等の基準面積を下回る場合、又は教育活動の維持が困難であると認められる程度の校地の減少となる場合。
- ② 校地内の借地を所有者に返還する等により教育活動の維持が困難であると認められる程度の校地の減少となる場合。
- ③ 騒音、振動、日照不足等により園児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の教育環境が著しく悪化した場合。
- ④ その他知事が適当と認める場合。

2 位置の変更後（以下「変更後」という。）の私立学校は、次の各号によらなければならない。

- ① 審査基準等に定める私立学校の新設の例による各基準を満たすこと。
- ② 位置の変更前（以下「変更前」という。）の私立学校との間で、次の学校種毎に掲げる範囲を基準として、在籍する生徒等が引き続き無理なく通学又は通園することができるなど教育活動、生徒等の教育条件等に同一性が認められること。
  - イ 幼稚園 変更前の幼稚園が所在する小学校通学区域内（変更前の幼稚園から徒歩30分間で到達できる距離にある区域を含む。）
  - ロ 小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校（以下「小学校等」という。） 変更前の小学校等が所在する市町村内等在籍する生徒等が公共交通機関等を利用して、大きな負担を生じることなく通学できる区域

(認可)

第3条 位置の変更が前条の要件に該当しないものであるときは、私立学校の設置者は、変更前の私立学校の廃止及び変更後の私立学校の設置の認可を受けなければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 私立幼稚園の位置の変更に係る取扱基準（昭和62年3月31日付け私第3-39号山梨県総務部長通知）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。